

広島市告示第161号

令和8年4月1日

広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年広島市条例第19号）第8条第1項の規定に基づき、令和8年度広島市一般廃棄物処理実施計画（令和8年度一般廃棄物（ごみ）処理実施計画及び生活排水処理実施計画）を次のとおり告示する。

広島市長 松井 一 實

令和8年度広島市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、令和8年度広島市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画を次のとおり定める。

1 処理する一般廃棄物の種類

固形状一般廃棄物

2 処理区域

広島市の全域

3 市が収集する固形状一般廃棄物の種類（分別）等

(1) 家庭ごみ

家庭から排出された固形状一般廃棄物は、広島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和47年広島市規則第40号。以下「広島市廃棄物処理規則」という。）第2条の規定に基づき、次のとおり分別・排出して収集する。ただし、広島市廃棄物処理規則第4条に規定する多量の一般廃棄物を除く。

① 分別

ア 可燃ごみ 厨芥類、木くず及び再生できない紙くず並びにこれらと質的に同等に取り扱い得るもの。ただし、キに掲げるものを除く。

イ 不燃ごみ 陶磁器類、灰等。ただし、キに掲げるものを除く。

ウ プラスチックごみ（収集区分としては「その他プラ」とし、以下「その他プラ」という。）プラスチック類その他これに類するもの。ただし、エ、オ及びキに掲げるものを除く。

エ プラスチック製容器包装ごみ（収集区分としては「リサイクルプラ」とし、以下「リサイクルプラ」という。）主として容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）第2条第1項に規定する容器包装のうち、プラスチック製のもの。ただし、オに掲げるものを除く。

オ ペットボトルごみ 容器包装リサイクル法施行規則（平成7年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第1号）第4条第5号に規定するペットボトル

カ 資源ごみ 紙類、布類、金属類、ガラス類等容易に再生利用が可能なもの。ただし、キに掲げるものを除く。

キ 大型ごみ 次に掲げるもの（広島市廃棄物処理規則第14条の3第5項に規定する納付券等（以下「納付券等」という。）が貼付されているものに限る。）

(ア) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物（以下「家電リサイクル法対象機器廃棄物」という。）

ただし、同法第19条に規定する再商品化等に必要な料金（以下「リサイクル料金」という。）を払っているものに限る。

(イ) 電気器具（(ア)に掲げるものを除く。）、家具、寝具等で最長の辺の長さ又は最大径が30センチメートル（棒状のもの又は容易に折り曲げることができる板状のものにあっては、最長の辺の長さが1メートル）以上のもの（カーテン、食器類、おもちゃ、容器類、履物類、かばん類、布類、なべ・やかん類など特定のものを除く。）

ク 有害ごみ 蛍光管、乾電池、体温計（水銀を使用したもの）等有害物質を含んでいるもの

② 収集日

収集日の詳細は、収集地区毎の家庭ごみの正しい出し方（家庭ごみ収集日程表）による。

③ 時間

収集当日の朝、午前8時30分までに排出する。

④ 排出場所

市民があらかじめ所轄の環境事業所に届け出た場所とする。なお、排出場所が示された地図については、所轄の環境事業所窓口にて一般の閲覧を可能とする。

(2) 都市美化ごみ

(1)以外の固形状一般廃棄物（事業ごみ等市では収集しない固形状一般廃棄物を除く。）は、次のとおりとする。

ア 町内清掃ごみ 地域住民の奉仕活動による町内清掃に伴って生じる固形状一般廃棄物で、市長が収集の必要性を認めるもの

イ 不法投棄ごみ 公共用地等に不法投棄された、原因者が不明かつ土地の管理者等による処理が著しく困難な固形状一般廃棄物で、市長が収集の必要性を認めるもの

ウ 河川清掃ごみ 市において実施する河川清掃に伴って生じる固形状一般廃棄物

エ その他 環境保全上、市長が収集の必要性を認めるもの

4 市では収集しない固形状一般廃棄物

(1) 事業ごみ

事業活動に伴って排出されるごみは、可能な限り再生利用等資源化・減量化を行った後、排出者自らの責任において適正に処理するか、又は市が許可した固形状一般廃棄物収集運搬業者へ依頼するものとする。ただし、市長は、広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年広島市条例第19号）第7条の規定により、運搬すべき場所及び方法等の必要な措置をとるよう指示することができる。

(2) 一時多量ごみ

引っ越し、庭木の刈り込み、模様替え、畳の入替え等により多量に出たごみは、市の指定する処分施設へ排出者自ら搬入するか、又は市が許可した固形状一般廃棄物収集運搬業者へ依頼するものとする。

(3) その他

ア 共同住宅等から排出されるごみのうち、市による収集に託さないものは、市の指定する処分施設へ排出者自ら搬入するか、又は市が許可した固形状一般廃棄物収集運搬業者へ依頼するものとする。

イ オートバイ（原動機付自転車を含む。）、農業用耕運機、自動車、FRP製廃船、タイヤ、引火性又は爆発性を有するもの（火薬類、ボンベ類、未使用の消火器、石油類、バッテリー類等）、有毒性のもの（農薬その他薬品類等）、浄化槽、耐火金庫、ピアノ（電子ピアノを除く。）、パソコン（本体及びディスプレイ）、ソーラーパネルについては、販売店や製造元などへ処理を依頼するものとする。

5 固形状一般廃棄物の排出抑制の方策並びに排出状況、収集・運搬計画及び処理計画

令和8年度における、固形状一般廃棄物の排出抑制の方策、市が収集、運搬及び処理する固形状一般廃棄物の排出状況、収集・運搬計画及び処理主体並びに中間処理計画及び最終処分計画は、原則として別紙1のとおりとする。

ただし、特別管理一般廃棄物として定められたもののうち、医療関係機関等から発生する感染性

廃棄物の処理は、当該排出者自らの責任において適正に処理するか、又は市が許可した特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）処理業者へ依頼するものとする。

6 住民に対する広報・啓発活動

令和8年度において、市が住民に対して実施する広報・啓発活動は、別紙2 普及啓発計画のとおりとする。

1 排出抑制等の方策

市民・事業者・本市の三者が相互に協力・連携しながら、食品ロスの削減やプラスチックごみの排出抑制などによるごみの減量とリサイクルに積極的に取り組むことにより、循環型社会の形成を更に推進する。

(1) プラスチックごみの減量

ア 使い捨てプラスチックの排出を抑制するため、市民団体、事業者、広島市で構成する広島市ごみ減量・リサイクル実行委員会（以下「実行委員会」という。）を通じて、過剰包装の抑制や簡易包装の促進を働きかけるとともに、スーパーマーケット等の店頭において「ごみ減らそうデー」を開催し（詳細は(9)イ(ア)⑦）、マイバッグ持参等の啓発を行う。

(2) 小売店等による店頭回収の利用促進

ア スーパーマーケット等における店頭回収の利用促進を図るため、実行委員会等を通じて、店頭回収の品目追加、実施店舗の拡大等を働きかける。また、市ホームページで店頭回収実施店舗及び対象資源物を地域別に紹介し、市民の店頭回収の利用を促す。

(3) 自主的取組への支援

ア 町内会等による資源物の集団回収を促進するため、資源物回収業者の紹介や契約の際の注意事項のアドバイス等を実施するとともに、市ホームページ等で啓発を行う。

イ 地域環境指導員の活動を支援するため、地域におけるごみ排出に関する課題等に取り組む広島市地域環境指導員に対する研修会の開催や活動物品の提供を行う。

(4) 家庭ごみの分別徹底

ア 出前環境講座や市ホームページ、環境イベント等において、可燃ごみや不燃ごみに含まれる資源物等の分別徹底やリサイクルの重要性を周知するとともに、市ホームページに家庭系紙ごみの出し方マニュアルを掲載し、紙ごみの分別徹底を呼びかけるほか、広島市LINE公式アカウントから、ごみの分別方法や収集日のお知らせなどの情報が、スマートフォン等で簡単に入手できることを周知する。

また、住宅管理会社等に対して、ごみの分別等について周知徹底し、居住者の適切なごみの分別を促す。

イ リチウム蓄電池等の発火の可能性があるごみの分別を徹底するため、適正な分別や排出方法について周知徹底する。

なお、市民によるリチウム蓄電池等の排出機会の増加を図るため、各区役所に回収ボックスを設置する。また、破損や膨張したリチウム蓄電池等については、発火のおそれがあり、早期に処分したいとの市民ニーズが高まっていることから、西部リサイクルプラザに回収缶を設置して受け入れる。

(5) 家庭ごみのリユース・リサイクルの推進

ア 資源ごみ（紙類）の収集方法や費用等を考慮した上で、選別施設等関係者と協議し、対象拡大について検討する。

- イ 不要品のリユースを促進するため、リユースショップの活用や本市と協定を締結しているリユース事業者等が運営するリユースサイトの活用を促す。
- ウ 使用済小型家電のリサイクルを促進するため、イベント会場における回収や認定事業者によるボックス回収の場所等及び宅配便回収について市民への情報提供等を行い、事業者による取組を促進する。
- エ ペットボトル等のリサイクル率向上に向けた新たな取組を検討する。

(6) 市民の環境意識の向上

- ア 教育委員会等と連携し、教育現場の意見を取り入れた環境教育を推進する。
- イ 地域、学校等において「家庭ごみの分別・減量・リサイクル」や「食品ロスの削減」をテーマとした出前環境講座を実施する。

また、地域や事業所等で行われている自主的な環境学習の取組や、学校での環境教育を支援するため、啓発用パネルや物品、ごみ減量啓発DVD「身近なことからはじめよう！ごみの減量とリサイクル」、啓発パンフレット「ごみの減量・リサイクルBook」等の貸出・提供を行うとともに、ごみ減量啓発DVDをYouTubeで公開する。
- ウ 市民等の環境意識の向上のため、市や民間のごみ処理施設等の見学等を促進する。

(7) 事業者のコスト負担の適正化

- ア 平成17年度（2005年度）に導入した有料指定袋制度を継続し、排出事業者責任の徹底を図ることによる事業ごみの減量・リサイクルを促進する。
- イ ごみ処理費用等を勘案し、固形状一般廃棄物処分手数料等の見直しについて検討する。

(8) 事業ごみの減量・リサイクルに関する指導

- ア 「事業系一般廃棄物の減量に関する指導要綱」に基づき、一定規模以上の大規模事業者（多量排出事業者）を訪問し、一般廃棄物、特に紙ごみについての発生抑制及びその適正な分別、保管、再生などの処理について個別に助言、指導を行うとともに、「事業系一般廃棄物の減量・リサイクルガイドライン」を配布・広報し、事業者のごみの減量・リサイクルを促進する。

また、中小事業所に対して、業種やエリア等を選定し、重点的に啓発活動を行う。

そのほか、事業ごみのうち、再生可能な発泡スチロールについては、一般廃棄物再生利用業個別指定を受けている広島市廃棄物処理事業協同組合等が行う民間ルートによる資源化を推進する。
- イ 事業所から排出される再生可能な紙類の市焼却施設への搬入を防ぐため、平成16年度（2004年度）から実施している資源化可能な事業系紙ごみの市焼却施設への搬入規制を強化し、施設での搬入物検査を実施し、違反している収集運搬事業者及び排出事業者に対して指導を行う。

(9) 食品ロスの削減

- ア 市民・事業者との協働による食品ロス削減の推進
 - (ア) 食品関連事業者等の取組に対する支援
 - ① 食品ロスの削減に取り組む店舗を「食品ロス削減協力店」として登録し、市ホームページ等でPRを行う。

- ② 食品ロス削減協力店のうちスーパーマーケット等の小売店等へ「てまえどり」を呼びかけるポップを配付するとともに、店内アナウンス等を行うよう働きかける。
 - ③ 外食時には食べられる量を注文し、料理をおいしく食べることや、宴会において食べ残しを減らす「30・10運動」について、市ホームページを通じて周知する。

また、飲食店等で、料理を食べきれずに食べ残しを持ち帰る場合においては、国の「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づき、食品ロス削減の意義や食品衛生上の留意事項等を周知し、飲食店等や消費者双方の持ち帰りに対する意識の変化や行動変容を促す。
 - ④ 非常変災時等に臨時休業や臨時休業が見込まれる場合、給食関係事業者等の協力の下、食品ロスの発生を回避する対策を実施する。
 - ⑤ 広島市内で生産された農林水産物（“ひろしまそだち” 産品）の安全・安心の確保を図るとともに、生産者・小売店・飲食店・消費者による地産地消の輪を広げ、食品ロス削減にもつながる地産地消を進める。
 - ⑥ 6次産業化に取り組む農業者、林業者を支援するため、農林産品の加工品製造研修の実施、パッケージデザインや販路開拓などに係るアドバイザーの派遣等を行う。また、アドバイザー派遣により、自社の農産物を使用した加工品の開発等を支援し、規格外等の農産物の有効活用につなげる。
 - ⑦ 広島市ごみ減量・リサイクル実行委員会等において、事業者が実施している優れた取組に関する勉強会を開催する。
 - ⑧ 市ホームページ等で食品ロス削減に関する取組事例を紹介し、周知を図る。
- (イ) 未利用食品等を提供するための活動の支援等
- ① 食品の寄附者と食品を必要とする団体等を、インターネットを通じてマッチングするシステムにより、売れ残りなどの食品の有効活用を促進するとともに、貧困対策等の福祉的な支援を行う。
 - ② 地域のイベントなどの会場において、フードドライブを実施するとともに、事業者が実施するフードドライブについて市ホームページ等を通じて周知を図る。
 - ③ フードバンク活動を市内で行う団体等の概要などについて、チラシや市ホームページ等を通じて周知する。

また、食品関連事業者等による食品の寄附を促進するため、国の「食品寄附ガイドライン」に基づき、食品寄附活動の意義や、寄附する際に求められる寄附食品の適切な管理等に係る情報の周知を図る。
 - ④ 事業者が広島市社会福祉協議会への寄贈を通じて、店舗の閉店・改装時の在庫商品や規格外商品等をNPO法人やボランティア団体等の福祉活動団体等に無償提供することに対して、広報などの取組の支援を行う。
- (ウ) 実態調査等
- ① 食品ロス削減に向けた取組の効果を検証するとともに、新たな施策の検討材料とするため、可燃ごみをサンプリングして組成分析調査を行う。
 - ② 食品廃棄物の多い食品関連事業者への実態調査等を実施し、現状の食品ロスの実態を把握する。
- イ 食品ロス発生抑制のための普及啓発等
- (ア) 普及啓発、教育及び学習の振興等

- ① 食品ロス削減を含むごみの減量・リサイクルに関するチラシを作成し、町内会等を通じて配布するとともに、市内への転入者等にごみ出しハンドブック「ひろしまエイト」を配付し普及啓発を図る。
- ② 一人一人の消費行動が、人や社会、環境に影響を及ぼすことに配慮して、消費者が自主的かつ合理的な消費行動を行うことができるよう、エシカル消費に関する意識を高めるための情報提供や啓発活動等を実施する。
- ③ 健全な食生活を実践する市民を増やすため、毎月19日の「わ食の日」を啓発するとともに、様々な機会や場面を活用した3つの「わ食（和食・輪食・環食）」に関する啓発活動等を実施する。
- ④ 食品ロスやSDGs、環境等についてのパネル展示等を実施し、食品ロスの削減に向けた行動を促す。
- ⑤ 食品ロス削減の日（10月30日）の近辺で市内中心部において市民を対象としたイベントを開催し、食品ロス削減の取組の紹介や啓発物品の配布、クイズやパネル展示、フードドライブなどを実施する。
- ⑥ 「環境の日」ひろしま大会や「環ッハッハinよしじま」などのイベント会場において、食品ロス削減等に関するクイズやパネル展示、チラシの配布等でごみの減量・リサイクルの取組を呼びかけるとともに、市内大学や広島市内のフードバンクと連携しフードドライブを実施する。
- ⑦ 毎月1日を「ごみ減らそうデー」として、6月～12月及び2月の年8回、スーパーマーケット等の店頭でのパネル展示や買い物客に対するアンケート、チラシ配布を実施し、食品ロスの削減をはじめとするごみの減量・リサイクルの取組について呼びかける。
- ⑧ 食品ロス削減の取組について考える機会を提供するため、エコクッキング教室等を公民館等で開催する。
- ⑨ 若い世代が食品ロス削減について考える機会を提供するため、高校生等に対して、大学生等が講師となり、大学生等が考案したレシピを活用して、エコクッキング教室を開催する。
- ⑩ 市内の大学や高校と協働し、学生や生徒に食品ロス削減につながるエコクッキングのレシピやレシピ動画の作成を依頼し、作成されたレシピや動画を市のYouTubeやホームページ等で紹介する。
- ⑪ 市民等を対象に食品ロスの削減をテーマとした環境講座を実施する。
- ⑫ 発達段階に応じて、食品ロスへの理解の醸成やその削減に向け主体的な行動を促すことを目的に、各教科等の学習活動を通じて指導を行う。
- ⑬ 学校における食育を推進するため、栄養バランスの良い食事や望ましい生活習慣、食文化、地産地消、食品ロスの削減など、小学1年生から中学3年生までの各学年の学習内容に応じたテーマで食育リーフレットを作成・配付し、これを活用した食育の指導を行うとともに、保護者向けの内容も掲載することにより、家庭への啓発も図る。
- ⑭ 市内産・新鮮・安心な“ひろしまそだち”製品の消費拡大に向け、市民が気楽に食農体験できる機会を拡大し、「食」と食を支える「農」に対する理解を深める取組として、食品ロス削減に対する意識の醸成にもつながる食農体験イベントの実施や食農コーディネーターの育成などを行う。

- ⑮ 地域等において食品ロスの削減を担う人材を育成するため、「食」や環境問題に一定の知見を有する個人や団体会員向けの講座の受講を関係団体等に呼びかけ、食品ロス削減推進サポーターの育成を推進する。

(イ) 表彰

- ① 広島市食品ロス削減推進表彰において、食品ロスの削減に顕著な功績があると認められる者を表彰する。

ウ 食品廃棄物の再生利用の促進

- (ア) 段ボール等を用いて家庭で生ごみを堆肥化する方法を紹介する生ごみリサイクル講習会を公民館等で開催するとともに（年4回程度）、堆肥化の方法をY o u T u b eで公開する。
- (イ) 事業者等が行っている家庭系廃食用油の回収を一層促進していくために、市ホームページやチラシを通じた周知や、回収に協力する店舗等に対して幟旗の配付などの支援を行うとともに、実行委員会を通じてスーパーマーケット等へ実施の働きかけを行う。
- (ウ) 食品リサイクル・ループをPRする市オリジナルのロゴを使用したポップやチラシを事業者提供するとともに、市ホームページによる周知啓発を図る。
- (エ) 食品リサイクルに取り組む意欲のある食品関連事業者の参考となるよう、近隣市町に所在する食品リサイクル施設（食品循環資源の登録再生利用事業者）について、市ホームページに掲載し、情報提供を行う。

エ 食品ロス削減に向けた推進体制の整備

- (ア) 食品ロス削減に関連する有識者や関係団体等の委員、庁内の連携部署で構成する「広島市食品ロス削減推進部会」を開催することにより、関係者相互の連携を図り、食品ロス削減の総合的かつ効果的な推進を図る。
- (イ) 実行委員会において、協働で施策を検討・実施することにより、食品ロス削減キャンペーン「スマイル！ひろしま」などの推進に取り組む。

(10) 市民、事業者との協働による取組の推進

ア 実行委員会において、協働で施策を検討・実施することにより、ごみの減量・リサイクルを推進する。

イ ごみの減量・リサイクルに関する情報について、市広報紙や広報番組、SNS等の活用や報道機関等への積極的な情報提供を行うほか、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組等を掲載したチラシ「日常生活で3R！ごみ減量・リサイクル」を作成し、町内会等を通じた各戸配布などにより幅広く発信する。また、環境イベント等において市民にとって親しみやすい方法での啓発や広報を行う。

また、団体・事業者の取組意識を醸成するため、実行委員会を通じて募集した市民団体及び事業者のごみ減量等に関する自主的な活動の事例について、市ホームページで掲載・紹介する。

(11) グリーン購入の推進

ア 市が率先して環境に配慮した製品・サービスの購入（グリーン購入）を推進し、需要を高めることによる、持続的発展が可能な社会の構築に向けて取り組む。

(12) 調査・研究等

ア 生ごみやおむつ、焼却灰等に関する新たなリサイクル技術や処理技術について、情報を収集する。

イ ごみの組成分析調査を実施し、可燃ごみに含まれる食品ロス等の実態把握を行うことによる施策の効果検証や、対応策を検討する。

(13) 表彰

ア ごみの減量・リサイクルについて、ごみ減量優良事業者表彰（隔年実施）により他の模範となるような取組を行っている事業者の表彰を実施しその取組を市ホームページに掲載して、事業者の取組を促進する。

また、自主的な活動に対する意欲向上のため、国や県などの表彰制度を活用する。

(14) 国や業界団体への働きかけ

ア 家電製品等について、法律に基づくリサイクルシステムによる回収の促進や家電リサイクル料金前払い方式の導入、品目拡大などについて、国や業界団体への働きかけを行う。

イ 容器包装リサイクルを促進するため、自治体と事業者の役割分担の見直しや品目拡大などについて、国や業界団体への働きかけを行う。

ウ 廃乾電池、廃蛍光灯等の販売店を通じた回収システムを促進するため、拡大生産者責任による適正処理の推進について、国や業界団体への働きかけを行う。

エ ごみを発生させない製品開発等を促進するため、拡大生産者責任に基づくごみの減量・リサイクルが可能な製品への切替え、ごみにならないような製品開発の必要性、本市と連携した取組について、製造業界等への働きかけを行う。

オ 使用済小型家電に内蔵されるリチウム蓄電池等の火災防止及びリサイクル活動の充実について、国や業界団体への働きかけを行う。

2 排出状況及び収集・運搬計画・処理主体

ごみの種類		収集・運搬計画					処理主体						
		収集主体	収集運搬量	収集区域	収集回数	収集方法	排出方法等	処理方法	処理施設				
家庭ごみ	可燃ごみ	市(直営) 市(委託)	10,189t 111,054t	全市域	週2回	-	-	焼却	市(直営)				
	ペットボトルごみ	市(直営) 市(委託)	180t 2,493t					週1回	-	-	選別	民間(委託)	
		再生	法ルート										
	プラスチック製 容器包装ごみ (リサイクルプラ)	市(直営) 市(委託)	1,051t 14,525t					週1回	-	-	-	焼却	市(直営)
		埋立	市(直営)										
	プラスチックごみ (その他プラ)	市(直営) 市(委託)	4,433t 4,713t					週1回	-	-	-	焼却	市(直営)
	不燃ごみ	うち中継 ・運搬 (2,444t)	4,713t									週1回	-
		資源ごみ	市(委託)					34,121t	月2回	-	-		
	再生											民間ルート 法ルート	
	焼却											市(直営)	
埋立	市(直営)												
有害ごみ	市(委託)	292t	月2回	-	-	-	無害化	市(委託)					
大型ごみ	市(委託)	2,495t					戸別方式	-	-	-	破砕	市(委託)	
			再生	民間ルート									
			焼却	市(直営)									
			埋立	市(直営)									
都市美化ごみ	市(直営) 市(委託)	424t 847t	全市域	必要の都度	-	-	-	再生	法ルート				
								焼却	市(直営)				
								埋立	市(直営)				
事業ごみ等	許可業者	125,598t 4,380t 685t 2,584t	全市域	-	-	-	-	焼却	市(直営)				
								焼却	市(直営)				
								埋立	市(直営)				
								破砕後再生・ 焼却・埋立	市(直営)				
資源ごみ	当該排出者が自ら処分するか、又は資源回収業者に依頼し、若しくは市長の指示に従って処分する。												
安芸太田町可燃ごみ	広島市の焼却施設へ搬入される可燃ごみは、同町で収集運搬を行う。												
焼却灰等	市(委託)	28,761t	-	必要の都度	-	-	-	埋立	県(委託)				
								再生	民間(委託)				
合計	348,825t												

※家庭ごみの収集運搬量には、ふれあい収集により収集したものを含む。

※ふれあい収集の場合は、ごみの種類にかかわらず収集回数は週1回、収集方法は戸別方式とし、排出方法等については、利用者との取決めによる。

※事業ごみ等には、実施計画本文の、4-(2)及び4-(3)ーアの規定により排出されるごみ(可燃ごみ14,155t、プラスチックごみ589t、不燃ごみ92t)を含む。

※焼却灰等には、安芸太田町から広島市の焼却施設に搬入される可燃ごみ(802t)の焼却灰を含む。

※食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)に基づき食品循環資源の再生利用を行う場合は、再生する。

※許可業者は別添一覧表のとおり。

※ごみの適正な処理体制を確保する観点から、平成24年4月1日以後の申請分から固形状一般廃棄物収集運搬業の新規許可は停止する。今後、ごみ量や許可業者の実態等の変化に応じて、この停止を解除することもあり得る。

3 処理計画

(1) 中間処理計画

ア 焼却施設

施設名	中工場	安佐南工場	安佐北工場
所在地	中区南吉島一丁目5番1号	安佐南区伴北四丁目3990番地	安佐北区可部町大字中島1460番地の1
型式 公称能力	連続運転式焼却炉	連続運転式焼却炉	連続運転式焼却炉
	600 t / 24 h (200 t / 24h × 3基)	400t/24h (200t/24h × 2基)	100t/24h (100t/24h × 1基)
処分量	134,326 t 内訳 家庭ごみ 51,670t 都市美化ごみ 389t 事業ごみ 82,267t	115,040 t 内訳 家庭ごみ 74,813t 都市美化ごみ 535t 事業ごみ 38,890t 安芸太田町可燃ごみ 802t	22,359 t 内訳 家庭ごみ 11,469t 都市美化ごみ 214t 事業ごみ 10,676t
焼却灰等	焼却灰等 13,755 t 内訳 焼却灰 13,594t 金属くず 161t	焼却灰等 12,585 t 内訳 焼却灰 12,217t 金属くず 368t	焼却灰 2,421 t
残渣処分方法	再生 ・金属くず (民間でリサイクル) 埋立 ・焼却灰 (県埋立地)	再生 ・金属くず (民間でリサイクル) 埋立 ・焼却灰 (県埋立地)	埋立 ・焼却灰 (県埋立地)
備考	資源ごみ選別残渣等を含む。	資源ごみ選別残渣等を含む。	

イ 再生施設

資源ごみ選別施設

施設名	西部リサイクルプラザ	北部資源選別センター
所在地	西区商工センター七丁目7番2号	安佐北区安佐町大字筒瀬864番地
型式	3ライン	2ライン
公称能力	96 t / 7.5 h (32 t / 7.5 h × 3ライン)	70 t / 7 h (35 t / 7 h × 2ライン)
処分量	22,976 t	11,984 t
資源化量	19,953 t	10,407 t
可燃性残渣量	1,905 t	992 t
不燃性残渣量	1,119 t	584 t
残渣処分方法	焼却(本市焼却施設等)、埋立(本市埋立地)、無害化(民間委託)	
備考	選別後、資源物は再生利用する。	

ウ 破碎施設

施設名	安佐南工場大型ごみ破碎処理施設
所在地	安佐南区伴北四丁目3990番地
型式	せん断式 ・ 回転式
公称能力	116 t/日 (せん断式56 t/7h、回転式60 t/5h) ※ただし、処理量は原則100 t/日以下とする。
処分量	12,404 t
資源化量	1,801 t
可燃性残渣量	7,708 t
不燃性残渣量	2,895 t
残渣処分方法	焼却 (本市焼却施設等)、埋立 (本市埋立地)
備考	資源物は、再生利用する。

エ 廃プラスチック圧縮梱包施設 (委託)

施設名	ダイヤエコテック広島 廃プラスチック圧縮梱包施設
事業主体	株式会社ダイヤエコテック広島
所在地	中区江波沖町5番1号
型式	3ライン
公称能力	82.1 t/12.8h (17.1 t/12.8h×1ライン、32.5 t/12.8h×2ライン)
処分量	18,249 t
資源化量	15,427 t
可燃性残渣量	2,748 t
不燃性残渣量	74 t
残渣処分方法	焼却 (本市焼却施設等)、埋立 (本市埋立地)、再生 (本市資源ごみ選別施設)
備考	容器包装リサイクル法に基づき再商品化する。

(2) 最終処分計画

ア 最終処分場（本市埋立地分）

施設名	恵下埋立地
所在地	佐伯区湯来町大字和田1690番地
埋立面積	110,000㎡
廃棄物埋立容量	1,600,000㎡
残存容量 <small>（令和7年4月開設時）</small>	1,600,000㎡
浸出水の処理	浸出水処理施設で浄化後、公共下水道放流
処分量	〔 10,783 t 家庭系ごみ5,293 t、資源ごみ選別残渣等4,222 t、 都市美化ごみ133 t、事業ごみ1,135 t 〕
年間埋立容量 <small>（覆土量を含む。）</small>	11,753㎡
埋立方法	セル方式

イ 最終処分場（委託）

施設名	出島処分場
事業主体	一般財団法人 広島県環境保全公社
所在地	南区出島四丁目地先
埋立面積	166,000㎡
廃棄物埋立容量	1,900,000㎡
残存容量 <small>（令和6年度末）</small>	1,173,000㎡
浸出水の処理	公共下水道放流
処分量	28,232 t 焼却灰等
埋立方法	搬入台船より薄層散布工法（海面埋立）

ウ 無害化処理（委託）

施設名	野村興産株式会社 イトムカ鉱業所
事業主体	野村興産株式会社
所在地	北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1
廃棄物の種類 及び処分量	乾電池等の有害ごみ（292 t）
備考	水銀回収（再生、埋立）

(3) 広島市のごみ処理施設に搬入できるもの

自ら若しくは許可業者により、本市ごみ処理施設へ搬入できる固形状一般廃棄物は、次によるものとする。

ア 焼却施設（中工場、安佐南工場、安佐北工場）

固形状一般廃棄物のうち可燃ごみ

事業系ごみは原則として指定袋で、家庭ごみは丈夫な紙袋又はポリ袋で搬入する。

区 分	具 体 的 事 例	搬 入 要 領
厨 芥 ご み 等	料理くず、茶かす、残飯	十分水切りをする。
	野菜、果物	丸いものは細切りにする。
	調理用の油	布・紙類にしみこませるなどをする。
	穀物（米・麦・豆）	
	卵・貝等	
	菓子、乾物、冷凍食品、練製品（かまぼこ等）、漬物、古ぬか、みそ等	大きいかたまりは、薄くし、冷凍されているものは解凍して十分、水切りをする。
再生のきかない紙くず等	個人情報に記載された紙（家庭から排出されたものに限る。）	プラスチック・金属製の留め具ははずす。ひも等で束ねない。
	セメント袋、塗装等の養生紙等	ひも等で束ねない。
	油紙、紙パック、紙おむつ、カーボン紙、セロハン紙等	
木 く ず 等	剪定木くず、木くず、梱包材、盆灯籠等 個人の家屋を自ら解体して搬入する場合	長さはおおむね 50cm 以下とし、直径は生木でおおむね 5 cm 以下、乾燥木でおおむね 10 cm 以下とする。剪定木くず等は、ひも等で束ねる。
	わら、縄くず、花輪、落葉雑草等	ひも等で束ねない。
	おがくず、プレーナーくず等	
そ の 他	はと・犬等の小動物のふん	
	小動物の死体	
	ロウ製品、花火、マッチ等	水で湿らす。
	処理するうえで、支障がないものと認められるもの	

イ 再生施設

資源ごみ選別施設（西部リサイクルプラザ、北部資源選別センター）

固形状一般廃棄物のうち資源ごみ

区 分	具体的事例	搬 入 要 領
紙類	新聞、雑誌、チラシ、ダンボール、菓子箱等	ひもで縛ってまとめる。 大きさは概ね名刺大以上(名刺等の落ちやすい紙は封筒などに入れる。) 感熱紙、カーボン紙など再生できない紙類やシュレッダー等により裁断された紙類を除くこと。
ガラス類	びん類、コップ、ガラスくず等	キャップやふたは取り外す。 びん類は内容物を除いて洗う。
金属類	空き缶、フライパン、鍋、スプレー缶等	スプレー缶は中身を空にする。 空き缶は内容物を除いて洗う。
布類	古着、カーテン等	ひもで縛るか、じょうぶな袋に入れる。

(注) 事業ごみについては、紙類に限る。

ウ 破砕施設（安佐南工場大型ごみ破砕処理施設）

固形状一般廃棄物のうち大型ごみ（おおむね1m×1m×2m以下の大きさのもの。）。ただし、事業ごみについては、木製の家具類及び天然繊維製品に限る。

区 分	具体的事例	搬 入 要 領
家 具 類	机、椅子、タンス、ベッド、鏡台、食卓、戸棚、応接セット等	引出し等の中を空にする。
家 電 品	ビデオ、ステレオ等のA/V機器	コード類は格納するか、束ねる。 電池使用機器は電池を取り外す。 卓上用コンロはガスボンベを取り外す。 石油ストーブは灯油を抜き取る。 照明器具は蛍光管等を取り外す。
	電子レンジ、ガスコンロ等の厨房用機器	
	扇風機、こたつ、石油ストーブ等の冷暖房機器	
	掃除機、照明器具等	
寝 具 類	ふとん、毛布、マットレス等	じゅうたん、カーペット等は折りたたむか丸める。
	じゅうたん、カーペット等	
そ の 他	自転車、三輪車、ベビーカー等	電池使用機器は電池を取り外す。
	ミシン等の機械器具	
	角材等の長尺物	長さはおおむね2m以下とし、太さはおおよそ10cm角以下とする。
	板材等	
	プラスチック製波板等	ひとまとめにする。
	トタン板等の金属類	ひとまとめにする。
	処理上危険性がなく、衛生上支障がないもので軽量かつ少量のもの	

(注1) 事業ごみは、納付券の貼付は必要としない。

(注2) 家電リサイクル法対象機器の、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機・衣類乾燥機並びに資源有効利用促進法に基づき製造者が回収するパソコン（本体及びディスプレイ）については、搬入できない。

エ 最終処分場（恵下埋立地）
固形状一般廃棄物のうち不燃ごみ

区 分	具体的事例	搬 入 要 領
家庭系不燃ごみ	陶磁器、灰、小型電気製品等	最長の辺の長さ又は最大径がおおむね30cm未満とする。 充電池を取り外せない小型家電及びライターは、それぞれ袋を分ける。
事業系不燃ごみ	傘や文具などプラスチックと金属の複合品等 (小型家電を除く。)	事業ごみ指定袋により搬入されない事業ごみについては、最長の辺の長さ又は最大径がおおむね15cm以下とする。 傘などの長いものは45Lの指定袋を使用。

オ その他

- (ア) 中工場に搬入しなければならないもの
その他プラ
- (イ) 安佐南工場に搬入しなければならないもの
事業系プラスチックごみ（包装ビニール、ポリ袋、ポリ容器などのプラスチック類）
- (ウ) 上記アからエの施設に搬入できないもの

<ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトル ・リサイクルプラ ・有害ごみ ・感染性廃棄物 ・オートバイ（原動機付自転車を含む。）、農業用耕運機、自動車、FRP製廃船、タイヤ、浄化槽、耐火金庫、ピアノ（電子ピアノを除く。）、中身の入った塗料缶等 ・引火性又は爆発性を有する物（火薬類、ボンベ類、未使用の消火器、石油類、バッテリー類等） ・有毒性のもの（農薬その他薬品類等） ・家電リサイクル法対象機器廃棄物 ・パソコン（本体及びディスプレイ） ・ソーラーパネル
--

固形状一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧表

令和8年4月1日現在

業 者 名	所 在 地	許 可 区 分
1 ㈱センタークリーナー	南区出島一丁目20-3	市内全域(佐伯区湯来町及び杉並台を除く)
2 松岡クリーナー㈱	南区出島三丁目1-15	〃
3 ㈱東洋クリーナー	西区中広町三丁目25-8	〃
4 ㈱タイヨー	安芸区船越南五丁目11-1	〃
5 ㈱中央クリーナー	南区東雲二丁目11-14	〃
6 共栄美装㈱	西区南観音四丁目10-22	〃
7 広島きれい㈱	安佐南区大町西三丁目15-61	〃
8 ㈱不二ビルサービス	西区楠木町四丁目8-12	〃
9 ㈱ニコニコ	東区戸坂千足二丁目6-19	〃
10 広島防災㈱	安佐北区安佐町大字小河内字尾淵530	〃
11 広交産業㈱	南区出島一丁目34-40	〃
12 ㈱カンサイ	佐伯区五日市町大字石内460	〃
13 ㈹広島クリーナー	安芸区中野六丁目9-22	〃
14 ㈹ときわ産業	安芸区矢野東七丁目60-7	〃
15 ㈱コーヨー	安佐南区大町西一丁目20-11	〃
16 ㈱アンドー	安芸区阿戸町押谷1819-1	〃
17 ㈹ホクブ	安佐北区可部町大字今井田字観音谷371-6	〃
18 山口産業㈱	安佐北区可部町大字桐原字高地神504-5	〃
19 ㈹藤井産業	東区中山上二丁目38-4	〃
20 岡田産業㈹	中区吉島新町二丁目25-12	〃
21 ㈹サンライン	安佐北区可部一丁目15-26	〃
22 ㈹恵飛須正	南区本浦町43-6	〃
23 大和実業㈹	中区吉島西二丁目15-31	〃
24 ㈱西原資源	中区光南六丁目2-40	〃
25 ㈱カルフト	東区光町二丁目4-8	〃
26 ㈹中前産業	中区基町16-17-120	〃
27 ㈱東亜美装	安佐南区祇園五丁目27-1	〃
28 ㈱オオケン	南区松川町5-9	〃
29 持続未来㈱	西区南観音八丁目10-28	〃
30 ㈹みのる産業	安佐北区狩留家町字磯松ケ原5878	〃
31 ミツワ産業㈱	西区楠木町三丁目14-24	〃
32 ㈱エコス	西区草津浜町12-18	〃
33 ㈱広島企業	安佐南区大町西一丁目24-40	〃
34 ㈱ I S C	佐伯区五日市中央四丁目7-24	〃
35 五光産業㈱	佐伯区五日市町大字下河内字上原1363-1	〃
36 寿総業㈱	佐伯区美の里二丁目2-20	〃
37 佐伯清掃㈹	佐伯区屋代一丁目1-3	〃
38 ㈹A. works	佐伯区湯来町伏谷137-7	〃
39 広容㈱	佐伯区五日市町大字下河内字野地10022-1	〃
40 富士企業㈱	佐伯区楽々園四丁目6-19	〃
41 アサヒエコノス㈱	安佐南区伴東四丁目22-12	〃
42 ㈱大栄クリーナー	安佐南区伴西三丁目8-1	〃
43 ㈱スナダ	東広島市志和町七条栴坂10488-160	市内全域(FRP製廃船に限定)
44 ㈹西部パブリック	山県郡安芸太田町大字津浪1664	佐伯区湯来町及び杉並台に限定
45 都市環境サービス㈱	安佐南区祇園二丁目17-41	佐伯区湯来町及び杉並台に限定
46 西部環境㈹	山県郡安芸太田町大字寺領1512	佐伯区湯来町及び杉並台に限定
47 ㈹エスケー産業	佐伯区三宅四丁目3-64	市内全域
48 ㈱KODAMA	安佐南区祇園一丁目28-10	市内全域(佐伯区湯来町及び杉並台を除く)
49 ㈹青木商店	安芸区瀬野町2179	〃
50 ㈱アクアシステム	安佐南区祇園二丁目7-19	〃
51 都市環境整備㈱	西区西観音町15-9	〃
52 共栄興産㈱	西区南観音四丁目11-3	〃
53 安佐南産業㈱	安佐南区大町西三丁目19-9	〃

普及啓発計画

目的	対象者	形態	内容
ごみの排出指導	市民	印刷物	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシ「家庭ごみの正しい出し方（家庭ごみ収集日程表）」 ・チラシ「令和8年4月から不燃ごみの出し方が変更になります」 ・チラシ「発火する可能性のあるごみに注意してください！」 ・チラシ「家庭ごみの収集等について（お知らせ）」 ・チラシ「家庭ごみの正しい出し方（英・中・韓・葡・西・比・越・やさしい日本語）」 ・パンフレット「ごみ出しハンドブック〔ひろしまエイト〕」
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「ごみ出しカレンダー」（市ホームページへの掲載） ・「家庭ごみ分別50音事典」（市ホームページへの掲載） ・公式LINEアカウント収集日前日お知らせ・分別検索 ・「充電式電池のボックス回収」（市のホームページへの掲載）
ごみ処理への理解	市民	印刷物	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット「広島市中工場」、「広島市安佐南工場」、「広島市安佐北工場」「広島市の埋立地」、「西部リサイクルプラザ」、「北部資源選別センター」 ・チラシ「大規模災害で発生した「ごみ」ってどうするの？」
	児童・生徒	印刷物	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校4年生社会科補助教材「ごみのおはなし」
ごみ減量化・資源化の推進	市民	印刷物	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシ「日常生活で3R！ごみ減量・リサイクル」 ・チラシ「わたしからはじめるごみ減量・リサイクル」 ・チラシ「目指そう！ごみ減量No.1のまち」 ・チラシ「週に一度は冷蔵庫の整理・整頓」 ・チラシ「はじめよう！食品ロス削減」 ・パンフレット「生ごみリサイクルハンドブック」 ・チラシ「集団回収」 ・パンフレット「はじめようエコクッキング」 ・チラシ「使用済小型家電を回収しています」 ・パンフレット「ごみの減量・リサイクルBook」 ・チラシ「エシカル消費を始めよう！」
		パネル	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量啓発パネル ・はじめよう！食品ロス削減パネル ・コンポストパネル（総括、ダンボールコンポスト編、ミミズコンポスト編、EM密閉容器編） ・「食品ロス削減キャンペーン「スマイル！ひろしま」実施中」 ・「事業者の取組～商習慣の見直し～」 ・「市民の皆さんが参加できる取組 フードドライブ」 ・「家庭でできるごみの減量・リサイクル」 ・「使用済み小型家電のリサイクル」
		展示物	<ul style="list-style-type: none"> ・安佐南工場「環境学習コーナー」（ごみ処理に関するパネル展示等） ・西部リサイクルプラザ常設展示（リサイクルに関するパネル展示等） ・北部資源選別センター常設展示（リサイクルに関するパネル展示等）
		体験教室	<ul style="list-style-type: none"> ・エコクッキング教室
		環境講座	<ul style="list-style-type: none"> ・出前環境講座 ・生ごみリサイクル講習会
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「家庭系紙ごみの出し方マニュアル」（市ホームページへの掲載） ・「資源物の店頭回収」（市ホームページへの掲載） ・使用済みのてんぷら油（廃食用油）の回収（市ホームページへの掲載） ・広島市ごみ減量・リサイクル実行委員会を通じた働きかけ ・施設見学会の開催 ・大都市共同キャンペーンの開催 ・地域環境指導員制度の実施 ・エコクッキングレシピ（市ホームページ、クックパッド「消費者庁のキッチン」への掲載、YouTubeへの公開） ・DVD「身近なことからはじめよう！ごみの減量とリサイクル」（Y o

		u T u b e への公開) ・「てまえどり運動」の実施（スーパーマーケット等の店頭におけるポップの掲示） ・食品リサイクル・ループの取組周知（商品へのロゴマークの掲載やチラシ・市ホームページへの掲載） ・「小型家電リサイクル」（市ホームページへの掲載）
児童・生徒	印刷物	・小型家電リサイクル学習用リーフレット、A4クリアファイル
事業者	印刷物	・パンフレット「事業系一般廃棄物の減量・リサイクルガイドライン（令和2年度改訂版）」 ・チラシ「事業ごみ（一般廃棄物）の正しい出し方・再生可能な紙類は清掃工場へ搬入できません！」 ・チラシ「フードバンクを活用してみませんか」 ・ポップ「てまえどり」 ・ポップ「食品リサイクル・ループの商品を選ぼう」 ・幟旗「スマイル！ひろしま 実施中」 ・幟旗「スマイル！ひろしま 食品ロス削減協力店」 ・ポスター「スマイル！ひろしま 食品ロス削減協力店」 ・ステッカー「スマイル！ひろしま 食品ロス削減協力店」
	その他	・広島市ごみ減量・リサイクル実行委員会を通じた働きかけ

令和8年度広島市生活排水処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、令和8年度広島市生活排水処理実施計画を次のとおり定める。

- 1 計画の対象とするもの
生活排水
- 2 計画の対象区域
広島市の全域
ただし、液状一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥、以下同じ。）については、東区の福田、馬木、温品及び上温品（以下「東区旧安芸町」という。）並びに安芸区以外の区域
- 3 収集運搬及び処理する生活排水の種類
液状一般廃棄物
- 4 生活排水の排出状況、処理主体及び処理計画
生活排水の排出状況、処理施設の種類の処理主体及び区域別の処理計画は、原則として別紙1のとおりとする。
- 5 生活排水処理に係る施策
公共下水道等の効率的な整備、液状一般廃棄物の適正な収集運搬及び処理施設の維持管理等の施策は、別紙2のとおりとする。

1 生活排水の排出状況

(令和 6 年度末現在)

区 分	人 口
総人口	1, 170, 275 人
生活排水処理人口 (生活雑排水処理人口)	1, 142, 909 人
公共下水道人口	1, 117, 441 人
農業集落排水処理施設人口	9, 132 人
合併処理浄化槽人口	16, 336 人
生活雑排水未処理人口	27, 366 人
単独処理浄化槽人口	13, 093 人
くみ取り便槽人口	14, 273 人
生活排水処理率※	97. 7%

※生活排水処理率＝生活排水処理人口／総人口（令和 12 年度目標値：97. 6%）

2 生活排水の処理主体

処理施設の種類の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	県及び市
農業集落排水処理施設	し尿及び生活雑排水	市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿等投入施設	液状一般廃棄物	市

3 生活排水の処理計画

(1) 生活排水（液状一般廃棄物を除く）の処理計画

ア 公共下水道で処理する区域

千田、江波、旭町、太田川、瀬野川及び水内川処理区

イ 農業集落排水処理施設で処理する区域

農業振興地域に指定された安佐南区沼田町の戸山、安佐北区白木町の井原、市川、井原高南、三田、上三田、下三田、須沢、安佐町の小河内、安芸区阿戸町の阿戸、佐伯区湯来町の太田部、鹿ノ道、桐地区の 13 地区

ウ 合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽で処理する区域

上記ア及びイの区域を除く広島市の全域

(2) 液状一般廃棄物の収集運搬及び処理の計画

ア 収集運搬計画

区 分	し 尿		浄化槽汚泥
収 集 主 体	一般財団法人広島市都市整備公社	委 託 業 者	許 可 業 者 ^{※1}
収集運搬量 (排 出 量)	1,276 kℓ/年	17,306 kℓ/年	26,251 kℓ/年
収 集 区 域	中区、南区（別表の区域を除く。）、西区（新庄町を除く。）、	東区（東区旧安芸町を除く。）、南区（別表の区域に限る。）、西区新庄町、安佐南区、安佐北区、佐伯区	中区、東区（東区旧安芸町を除く。）、南区、西区、安佐南区、安佐北区、佐伯区
収集の方法	戸 別 収 集 方 式 ^{※2}		
搬 入 場 所	西部水資源再生センターし尿等投入施設		

※1 浄化槽汚泥収集運搬業の許可業者は、別添一覧表のとおり。

※2 似島地区で収集するし尿及び浄化槽汚泥（79 kℓ/年）については、中継施設（名称：似島し尿貯留槽、所在地：南区似島町東大谷地先、最大貯留能力：30 kℓ）に貯留し、一般財団法人広島市都市整備公社が搬入場所まで運搬する。

別表（南区）

町名
堀越一丁目～三丁目、東青崎町、青崎一丁目・二丁目、小磯町、向洋本町、向洋中町、向洋大原町、向洋新町一丁目～四丁目、向洋沖町、月見町、東霞町、西霞町、出汐一丁目～四丁目、皆実町一丁目～六丁目、西翠町、翠一丁目～五丁目、西旭町、旭一丁目～三丁目、山城町、北大河町、南大河町、東本浦町、西本浦町、本浦町、仁保新町一丁目・二丁目、仁保一丁目～四丁目、仁保南一丁目・二丁目、仁保沖町、黄金山町、日宇那町、楠那町、丹那新町、丹那町、宇品東一丁目～七丁目、宇品神田一丁目～五丁目、宇品御幸一丁目～五丁目、宇品西一丁目～六丁目、宇品海岸一丁目～三丁目、元宇品町、出島一丁目～四丁目

イ 処理計画

処 理 方 法	下 水 道 投 入			
投 入 施 設 名	西部水資源再生センターし尿等投入施設			
所 在 地	西区扇一丁目1番1号			
受 入 能 力	300 kl/日			
投 入 計 画 量	広 島 市		山 県 郡 安 芸 太 田 町	
	し 尿	浄化槽汚泥	し 尿	浄化槽汚泥
	18,582 kl/年	26,251 kl/年	692 kl/年	3,325 kl/年

一般廃棄物(浄化槽汚泥)収集運搬業許可業者一覧表

令和8年4月1日

No.	業者番号	業者名	所在地
1	1	(有)旭工社	広島市安佐南区相田三丁目1-6
2	2	(有)安佐企業	広島市安佐北区亀山九丁目35-18
3	3	(株)ヒロキタ	広島市安佐北区亀山九丁目36-10
4	4	都市環境サービス(株)	広島市安佐南区祇園二丁目17-41
5	5	共栄衛生工業(有)	広島市南区丹那新町3-6
6	6	(株)KODAMA	広島市安佐南区祇園一丁目28-10
7	9	(株)佐東企業	広島市安佐北区可部東五丁目12-60
8	11	(株)相互	広島市南区出島一丁目8-7
9	12	大和実業(有)	広島市中区吉島西二丁目15-31
10	13	(株)高田環境	広島県安芸高田市吉田町吉田1489-14
11	16	西日本環衛工業(有)	広島市佐伯区五日市町大字石内5761-9-201
12	17	(株)ヒロエー	広島市南区出島二丁目13-35
13	18	(株)広島企業	広島市安佐南区大町西一丁目24-40
14	19	(株)ヒロセイ環境	広島県江田島市江田島町秋月三丁目15-15
15	20	(株)カルフト	広島市東区光町二丁目4-8
16	21	富士企業(株)	広島市佐伯区楽々園四丁目6-19
17	22	(有)広島環境サービス	広島市安佐南区長楽寺二丁目1-6
18	23	寿総業(株)	広島市佐伯区美の里二丁目2-20
19	24	佐伯清掃(有)	広島市佐伯区屋代一丁目1-3
20	77	(株)クリンプロ	広島県山県郡安芸太田町大字土居310
21	93	広島ジェイシステム事業協同組合	広島市南区出島二丁目13-35
22	94	広島イーテック事業協同組合	広島市安佐南区大町西一丁目24-40

施策展開

目 的	項 目	施 策
生活排水の処理の向上	生活排水処理施設の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道、農業集落排水処理施設及び合併処理浄化槽の効率的な整備 ・ 市営浄化槽事業の推進
	生活排水処理施設への接続・転換の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普及相談員による公共下水道及び農業集落排水処理施設への接続指導等 ・ くみ取り便槽から水洗便所への改造資金又は単独処理浄化槽の廃止資金等の無利子貸付 ・ 特定既存単独処理浄化槽に対する除却等の指導
水環境の保全	合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の維持管理指導等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法定検査未受検者への受検指導 ・ 適正な保守点検及び清掃の実施指導
	普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ ポスター掲示、ホームページ及び広報紙を用いた情報発信 ・ 立入調査時のパンフレット配布等
液状一般廃棄物の処理体制の確保	収集運搬能力の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の許可業者の収集運搬能力等を踏まえ、新規許可の見合わせ ・ 適正な収集運搬のための関係法令の遵守の徹底
	処理施設の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理施設の適切な維持管理 ・ 処理施設でのし尿及び浄化槽汚泥の搬入状況の監視